わかりやすい

「障害者福祉のしおり」

名古屋市

はじめに

　このたび、名古屋市では、知的障害や発達障害のある人のために、
わかりやすい「障害者福祉のしおり」を作りました。
　その人らしく安心して暮らしていくことができるよう、
障害者福祉を知り利用してもらうためのしおりです。

　障害のある人が暮らしていくために利用できる
いろいろな福祉サービスがあります。
　「こんな暮らしがしたい」「障害者手帳を持ちたい」「こまったことがある」
「わからないことがある」…というようなときは、
この本を見てください。

　ひとりでこの本を見てもわからないときは、
家族や支援者やこの本に書いてある相談窓口に相談してみましょう。

　わかりやすい「障害者福祉のしおり」をつかって、
みなさんが少しでも安心して暮らすことができれば、うれしく思います。

目　次

1 障害者手帳ってなあに? 2ページ

2 年金や手当 6ページ

3 健康・医療 10ページ

4 はたらくこと 14ページ

5 日中のすごしかた 18ページ

6 住むこと、生活すること 22ページ

7 でかけること 26ページ

8 障害福祉サービスをつかうにはどうするの? 32ページ

9 こんなときどうする? 34ページ

10 相談しましょう 36ページ

1. 障害者手帳ってなあに?

障害のある人は、生活するために、いろいろな支援を受けたり福祉サービスを使うことができます。支援が必要なときや福祉サービスを使うとき、その人にどんな障害があるのか、ほかの人にわかりやすくするために、障害者手帳があります。福祉サービスをつかうためには、障害者手帳を持ちましょう。

1

(1)障害の種類と障害者手帳

障害の種類は大きくわけて、知的障害、身体障害 、精神障害の3つがあります。
その種類にあわせて、3つの手帳があります。
知的障害のほかに、身体障害や精神障害があるときは、ほかの手帳も持つことができます。

①愛護手帳(知的障害がある人の手帳)

18歳になるまでの子どものころに、脳にいろいろな障害があるため、むずかしいことを、理解すること・自分で決めること・考えること・おぼえることなどがとても苦手で、生活に支援がいる人のための手帳です。障害の程度で、1度から4度にわけられています。名古屋市では愛護手帳ですが、地域によって手帳のよびかたと障害の程度のわけかたがちがいます。

証明書面

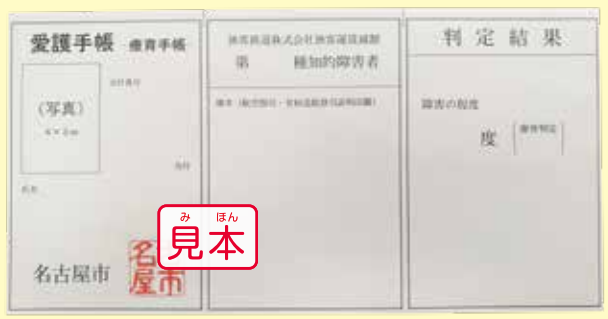

②身体障害者手帳(身体障害がある人の手帳)

目が見えない、耳が聞こえない、口が動きづらく食べたり話したりができない、手や足が動かない、心臓・じん臓などになおらない障害がある人のための手帳です。障害の程度で、1級から6級までにわけられています。
全国で、身体障害者手帳という名前でよばれ、同じ級数がつかわれています。

証明書面

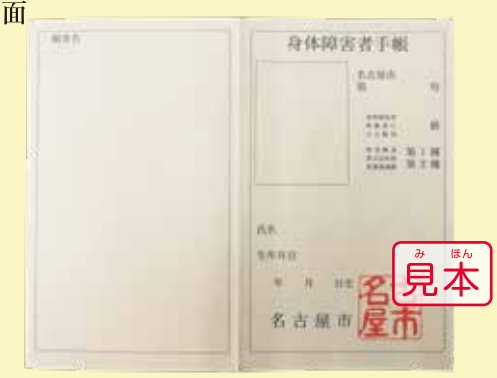

③精神障害者保健福祉手帳(精神障害がある人の手帳)

統合失調症やうつ病などの精神の病気や自閉症などの発達障害のため、生活に支援がいる人のための手帳です。
障害の程度で、1級から3級にわけられています。全国で、精神障害者保健福祉手帳とよばれ、同じ級数がつかわれています。

証明書面

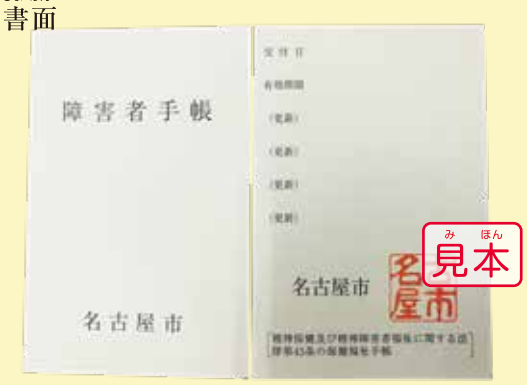

(2)障害者手帳の申しこみかた

手帳の種類によって、申しこみかたがちがいます。
手帳のもらいかたがよくわからないときは、申しこむところなどで、なんでも相談してください。申請書(申しこむために書く紙)は、申しこむところにあります。

1

申しこむところ：区役所福祉課や支所区民福祉課

愛護手帳

持ち物：
◆写真(大きさ たて4センチよこ3センチ)

そのほか：
18歳になるまでは療育センターで、18歳になったら知的障害者更生相談所で判定を受けます。

身体障害者手帳

持ち物：
◆名古屋市で決まっている医師の診断書
◆マイナンバーが確認できるもの
◆写真(大きさ たて4センチよこ3センチ)

精神障害者保健福祉手帳

持ち物：
◆名古屋市で決まっている医師の診断書
(年金をもらっている人は診断書がいらない場合があります)
◆マイナンバーが確認できるもの
◆写真(大きさ たて4センチよこ3センチ)

(3)手帳でどんなことができるでしょうか

①「年金や手当など」がもらえることがあります。(6ページ)

②「健康・医療」をささえるサービスがつかえます。(10ページ)

③「はたらくこと」をささえるサービスがつかえます。(14ページ)

④「日中のすごしかた」をささえるサービスがつかえます。(18ページ)

⑤「住むこと・生活すること」をささえるサービスがつかえます。(22ページ)

⑥「でかけること」をささえるため、移動支援(ガイドヘルプ)がつかえたり、電車やバス、タクシー料金の割引やスポーツや趣味を楽しむための施設の入場料の割引が受けられます。(26ページ)

障害者手帳で利用できる福祉サービスの説明が、このしおりの中にたくさん書いてあります。よく読んでみてください。

(4)そのほか、知っておいてほしいたいせつなこと

①手帳は、申しこんでからもらえるまでに時間がかかります。
くわしくは、申しこんだところに聞いてください。

②手帳には、障害の種類や程度により、つかえる期限があります。
更新のお知らせがきますので、更新を忘れないでください。

③障害の程度が軽くなると手帳がもらえなくなることもあります。
そのときは、手帳を返しましょう。
また、手帳をもらった人が亡くなったときも、手帳を返しましょう。

④手帳はとてもだいじなものです。ほかの人に貸したりしないでください。
なくしたときは、もらったところにとどけてください。

2. 年金や手当

(1)年金

障害年金ってなあに?

障害年金とは、20歳以上の人が病気やケガで生活や仕事などが難しくなったときにもらえるお金で、2か月に1回もらえます。
年金の保険料を一定期間以上支払っている人が対象です。
子どもの頃から障害がある場合は、20歳になると同時に受け取ることができます。

知的障害のある人の障害基礎年金の手続き

①申しこむところは?

区役所保険年金課 または 支所区民福祉課

②申しこみはいつからできるの?

20歳の誕生日の前日から申しこむことができます。
できるだけその前から準備をしましょう。
20歳を過ぎても申しこみできます。

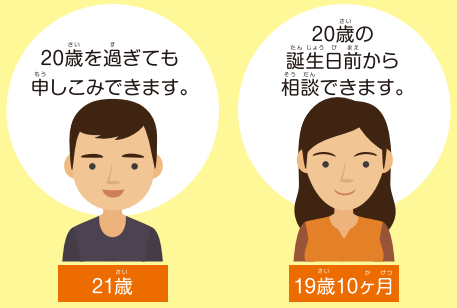

③必要な書類は何があるの?

請求書、医師の書いた診断書、申立書などです。
愛護手帳1～3度の人は、かかりつけの医師がいない場合は、サンハートで医師が診断書を書いてくれます。愛護手帳4度の人はかかりつけの医師に相談をしましょう。

精神障害のある人の障害基礎年金の手続き

①まずはじめに自分が障害年金を受け取る資格をもっているか確認しましょう。

ア)障害の原因となった病気やケガで初めて医師などの診療を受けた日の時点で以下のどちらか

・国民年金か厚生年金のどちらかに加入していて、一定の保険料をおさめていること

・20歳未満

イ)生活が難しい程度の病気であること

②大人になってから発達障害などで就労などが難しく、障害年金の申請を考えている場合は、地域療育センターなどで初診日の証明をしてもらえることがあります。相談してみましょう。

Q.年金はいくらくらいもらえるの?

A.障害基礎年金1級は年額976,125円、2級は年額780,900円です。
(令和3年現在)

Q.会社で働くと年金はもらえなくなるの?

A.会社で働いていても障害基礎年金はもらえます。
ただし、お給料が年間518万3千円をこえる場合はもらえる金額が減らされる場合があります。

区役所保険年金課か支所区民福祉課に相談や申しこみをしましょう。年金をもらえなかったときでも、保険料を免除されることもあります。相談しましょう。

2

(2)手当

手当は障害のある人の生活を助けてくれるものです。障害の程度や収入などで、もらえる手当ともらえない手当があります。どの手当も申しこみをしないともらえません。必要な手当を受けているかどうか確認しましょう。

手当	手当の内容	問合先
障害児福祉手当	とても重い障害のある20歳未満の子どもがもらえます。	区役所福祉課または支所区民福祉課
特別障害者手当	とても重い障害のある20歳以上の人がもらえます。	
特別児童扶養手当	重い障害のある子どもを育てている保護者がもらえます。	
在宅重度障害者手当	障害児福祉手当、特別障害者手当などを受けていない重い障害のある人がもらえます。	
重度障害者(児)給付金	在宅重度障害者手当などを受けていて、障害基礎年金などを受けていない重い障害がある人がもらえます。	
児童扶養手当	父または母に重い障害があり、子育てをしている場合にもらえます。	区役所民生子ども課または支所区民福祉課
愛知県遺児手当	父または母に重い障害があり、子育てをしている場合にもらえます。	
ひとり親家庭手当	父または母に重い障害があり、子育てをしている場合にもらえます。	

※それぞれの手当には他にも条件がありますので、問合先で確認しましょう。

(3)減免

税金や保険料など国民として払わなければいけないお金があります。
でも、障害の程度や収入によっては手続きをすると払うお金を無しにしてもらったり、減らしてもらうことができます。

1.税金の減免 ･･･住民税や所得税などをなしにしたり、安くします

2.自動車などの税金の減免･･･自動車などにかかる税金を安くします

3.障害者などの少額貯蓄非課税制度･･･障害者の貯金に税金をかけない制度です

4.水道料及び下水道使用料の軽減･･･水道料金や下水道の料金を安くします

5.国民健康保険料の減免･･･国民健康保険料を安くします

6.NHK放送受信料の減免･･･NHKの放送受信料を安くします

7.有料道路交通料金の減免･･･全国の有料道路の利用料金を安くします

8.市営駐車場使用料の減額･･･市営駐車場の料金を安くします

9.有料自転車駐輪場の利用に関する費用の減額･･･自転車駐輪場の料金を安くします

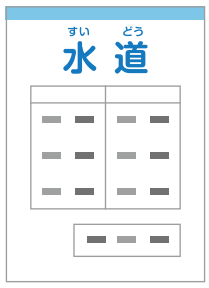

いろいろな減免の問合せ先は「障害者福祉のしおり」で確認しましょう。分からないことがあったら区役所福祉課、支所区民福祉課で、相談してみましょう。

3. 健康・医療

(1)健康

●病気になったときやケガをしたとき

保険証と医療証(持っている人)を持って早めに病院に行きましょう。
普段から信頼できるお医者さんを見つけておくと安心です。

・いつもとちがう、何か変だと感じるときは、がまんをせず身近な人に相談しましょう。

3

子どもの病気、休日夜間電話相談

休日や夜間に、子どもの具合が悪くなったときに、
救急車を呼ぶ前にどうしたらよいか
電話相談を行っています。

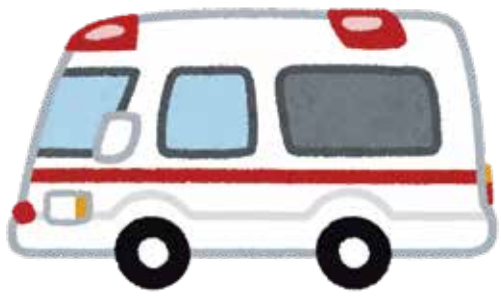

●小児救急電話相談

【電話番号】＃ 8000
※ 短縮ダイヤルが使用できない場合は(052)962-9900
【受付時間】毎日:午後7時から翌朝8時まで

●子どもあんしん電話相談

【電話番号】(052)933-1174
【受付時間】平日:午後8時から深夜0時まで
土、日、祝日、年末年始(12月30日～1月3日):午後6時から深夜0時

●名古屋のがん検診

名古屋市に住んでいて、会社などでがん検診を受けることができない人を対象に、市内の協力医療機関や保健センターなどで、6種類のがん検診を1つにつき500円または無料で行っています。詳しくは、保健センターなどで配布しているがん検診ガイドを見てください。

(2)医療費の助成

病院などで受診した時、健康保険証を使っても1～3割の自己負担があります。
障害がある人には、そのお金の支払いを少なくする制度があります。
「障害者医療費の助成」と「自立支援医療」という制度です。

●障害者医療費の助成(医療証)

病気で病院に行ったときの1～3割の
自己負担を無しにします。
どの病気で病院に行っても1～3割の
自己負担を無しにしてもらえます。

〈対象となる人〉

○愛護手帳1～3度の人

○身体障害者手帳1～3級(ただし、じん臓機能障害の人は1～4級、
進行性筋萎縮症の人は1～6級)の人

○精神障害者保健福祉手帳1～2級の人

○医師に自閉症状群と診断された人

○特定医療費受給者証(指定難病)をお持ちの
人のうち、日常生活が著しい制限を受けると
医師に証明された人

●自立支援医療

自立支援医療は障害に関係する病気で病院に行ったときのお金の支払いの一部を無しにします。

自立支援医療には3種類あります

育成医療

主に身体に何らかの障害がある18歳未満の子どもが対象です。

更生医療

身体障害者手帳を持つ18歳以上の人が対象です。

精神通院医療

精神的な病気で精神科などへ通院している人が対象です。

3

・負担は？

利用者負担は治療費の1割です。

自立支援医療の場合

自己負担：1割

健康保険証の場合

自己負担：3割

（1割や2割の人もいます）

さらに、月々に支払う医療費の上限が設定されます。

4. はたらくこと

いろいろな「はたらくこと」があります。

自分にとっていちばん良いと思う

「はたらくこと」を選びましょう。

迷ったりわからないときは、39～40ページの

障害者基幹相談支援センターや47ページの

就労などの相談支援機関に相談しましょう。

①「就労継続支援B型」ってなあに?

いろいろな理由で仕事を辞めた人や、

会社で働くことが難しい人が、

お手伝いを受けながら、

「はたらくこと」ができるサービスです。

「はたらく」ための契約を結ばず、軽い作業を

中心に行い、作業した分のお金として

工賃を受け取ります。

②「就労継続支援A型」ってなあに?

いろいろな理由で仕事を辞めた人や、

会社で働くことが難しい人が、

お手伝いを受けながら、

「はたらくこと」ができるサービスです。

会社と同じように「はたらく」ための契約を結び、

会社と同じように給料を受け取ります。

③「作業所型地域活動支援センター」ってなあに?

軽い作業を行ったり、ゆっくりと

「はたらくこと」をお手伝いするサービスです。

④「就労移行支援」ってなあに?

障害のある人が、「会社ではたらきたい」「自分の家で仕事を始めたい」と希望した時に、はたらくための力をつけるお手伝いをするサービスです。

仕事に必要なマナーを勉強したり、

会社で実習したりします。

また、利用できる期間が決められています。

4

⑤「就労定着支援」ってなあに?

就労移行支援などを使って会社に就職した後、仕事や生活での困りごとの相談に乗ってくれます。また、利用できる期間が決められています。

⑥「一般就労」ってなあに?

障害のある人が、一般の会社に就職し、

「はたらく」ための契約を結び、

長くはたらき続け、給料を受け取ります。

「はたらくこと」で利用できる移動のお手伝い

◎移動支援(一般の会社へ行くときは利用できません)

⇒ 詳しくは26ページを見ましょう。

◎福祉特別乗車券(障害の程度によりもらえない人もいます)

⇒ 詳しくは28ページを見ましょう。

◎市営交通料金の割引(手帳を持っている人が利用できます)

⇒ 詳しくは28ページを見ましょう。

◎タクシー料金の割引(手帳を持っている人が利用できます)

⇒ 詳しくは29ページを見ましょう。

こんなときはどうする?

Q.障害があるからと、「はたらくこと」を断られました。

A.障害があることを理由に、「はたらくこと」をことわることは、差別になります。

46ページの職業安定所(ハローワーク)に相談しましょう。

Q.「はたらくところ」で、どなられて仕事に行けなくなりました。

A.どなられたり、いやな思いをすることは「障害者虐待」になるかもしれません。がまんしないで、

46ページの障害者虐待相談センターに相談しましょう。

Q.一般の会社ではたらいていますが、仕事のことで困っています。

A.仕事のやりかたや内容について、会社の人に相談しにくい困りごとがあるときは、

47ページの就労などの相談支援機関に相談しましょう。

5. 日中のすごしかた

いろいろな「日中のすごしかた」があります。
自分にとっていちばん良いと思う
「日中のすごしかた」を選びましょう。
迷ったりわからないときは、39～40ページの
障害者基幹相談支援センターに相談しましょう。

①「生活介護」ってなあに?

重い障害があって、いつもの暮らしに、いろいろなお手伝いを必要とする人が、日中を過ごすサービスです。食事やトイレ、お風呂などのお手伝いや、運動、レクリエーション、軽作業などを行うこともあります。

②「デイサービス型地域活動支援センター」ってなあに?

軽い作業を行ったり、
レクリエーション活動をしたり、
ゆったりすることをお手伝いするところです。

③「精神障害者地域活動支援センター」ってなあに?

精神に障害のある人への創作や生産の、

ゆったりした活動の機会の提供や、

医療や福祉、地域と繋がるための、

お手伝いをするサービスです。

精神障害に対する、

地域の理解をすすめる活動もします。

④「自立訓練(生活訓練)」ってなあに?

地域で生活する力をつけるためのサービスです。

生活する力をつけるための訓練が目的なので、

利用できる期間はある程度限られています。

目安の年数

約2年

⑤「短期入所(ショートスティ)」って、なあに?

自宅で暮らす障害のある人(子ども)が、一時的に福祉施設などに入所するサービスです。障害のある人(子ども)の家族が病気になったときや、少し休みたいときなどにつかうことができます。

5

⑥「日中一時受け入れ事業」ってなあに?

障害のある人(子ども)が、福祉施設などを、

日帰りで一時的に利用できるサービスです。

活動内容は、施設によって違っていて、

軽い作業をしたり、

部屋の中で過ごしたりします。

「日中のすごしかた」で利用できる移動のお手伝い

◎移動支援(一般の会社へ行くときは利用できません)

⇒ 詳しくは26ページを見ましょう。

◎福祉特別乗車券(障害の程度によりもらえない人もいます)

⇒ 詳しくは28ページを見ましょう。

◎市営交通料金の割引(手帳を持っている人が利用できます)

⇒ 詳しくは28ページを見ましょう。

◎タクシー料金の割引(手帳を持っている人が利用できます)

⇒ 詳しくは29ページを見ましょう。

こんなときはどうする?

Q.いま利用しているところの作業が、希望したこととちがったり、日中を過ごすときに他の人とのかかわりで困ったりすることがあります。

A.相談支援専門員が、様子を見に来てくれたり、相談にのってくれます。

39～40ページの障害者基幹相談支援センターに相談しましょう。

6. 住むこと、生活すること

(1)住むこと

いろいろな「住むこと」があります。
自分にとっていちばん良いと思う「住むこと」を
選びましょう。迷ったりわからない時は、
39～40ページの障害者基幹相談支援センターに相談しましょう。

①「グループホーム」ってなあに?

夜間や休みの日に生活を送るためのお手伝いが必要な人が、一軒家やアパートなどでいっしょに暮らすサービスです。必要なお手伝いは、グループホームの職員がします。

②「サテライト型」ってなあに?

一人暮らしを希望する人には、「サテライト型」という名前の、グループホームの職員が時々来て、お手伝いをしてくれるサービスもあります。
利用できる期間は3年です。

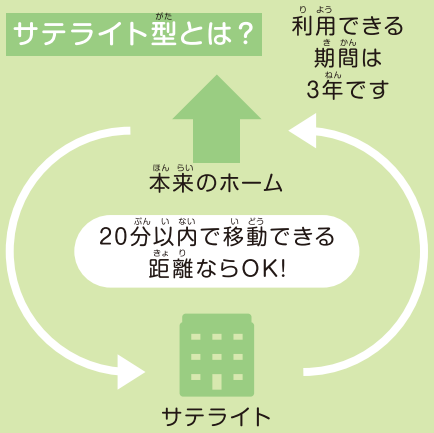

③「ちゃれんじホーム」ってなあに?

家族と離れて自立生活を体験することで、将来自立生活を送ることができるようにお手伝いするサービスです。利用できる期間は3か月ぐらいです。

④「施設入所支援」ってなあに?

主に、重い障害のある人を対象に、施設の中で、夜間や休日の暮らしに必要な、食事やお風呂のお手伝いをするサービスです。昼間は別の場所に通うことができる場合もあります。

「一人暮らし」をお手伝いするサービス

◎自立支援配食サービス

必要と認められた日に、「お昼ごはん」または「晩ごはん」のどちらかを配達して、無事を確認してくれるサービスです。

◎障害者世帯向け公営住宅の入居募集(抽選)

障害者世帯向け公営住宅の入居募集の抽選に当選したら、入居することができます。

障害の程度や収入の額により、家賃が安くなることもあります。

◎住宅改造補助金(障害の程度により受けられます)

住んでいるところを訪問し、住みやすくなるような住宅の改造の相談・お手伝いをし、改造に必要な経費を80万円を限度に助成します(収入の額により助成の金額は変わります)。

◎賃貸住宅入居サポート事業

アパートなどに入居を希望しているが、入居がむずかしい人のために、入居時や入居後に必要なことを調整し支援します。

(2)生活すること

いろいろな「生活すること」があります。
自分にとっていちばん必要と思う「生活すること」を選びましょう。
迷ったりわからない時は、
39～40ページの障害者基幹相談支援センターに相談しましょう。

①「居宅介護（ホームヘルプサービス）」ってなあに？

自宅などで暮らしている障害のある人のところへ
ホームヘルパーが来て、お風呂や食事のお手伝い、
掃除や買い物などを行うサービスです。

●**身体介護**　入浴やトイレ、食事の手助けなど、体に触れてお手伝いをするサービスです。

●**家事援助**　食事の用意、掃除や買い物、洗濯のお手伝いなど、日常生活の家事をお手伝いをするサービスです。

●**通院等介助**　病院へ通うときの付き添いや、役所で手続きをするときの付き添いなどにも使えます。

②「自立生活援助」ってなあに？

入所施設から一人暮らしになった人に、職員が定期的に訪問して、生活の困りごとの相談に乗ってくれます。また、利用できる期間が決められています。

③「成年後見制度」ってなあに?

生活のいろいろなことを自分で決めることが、不安だったりむずかしかったりする人について、お金の管理や福祉サービスなどの契約の手続きをお手伝いしたり、場合によっては、よくわからずに契約してしまったことを取り消したりしてくれます。毎日の生活に関する事なら、自分で決めてお金を使うことはできます。

裁判所で手続きして、お手伝いしてくれる人が決まります。

「生活すること」の相談先:

45ページの成年後見あんしんセンター

④「権利擁護(日常生活自立支援事業)」ってなあに?

福祉サービス利用などのいろいろな手続きのお手伝いや、生活に必要なお金の出し入れや、通帳や印鑑などの大切な書類の預かりをします。

社会福祉協議会との契約が必要です。

「生活すること」の相談先:

45ページの障害者・高齢者権利擁護センター

6

こんなときはどうする?

Q.成年後見制度を使いたいけど、自分で手続きするのはむずかしいし、代わりに手続きしてくれる家族や親せきがいません。

A.そんな時は、「市長申立」という「名古屋市長」が本人や家族に代わって手続きすることができる制度があります。

45ページの成年後見あんしんセンターに相談しましょう。

7. でかけること

すべての人が、生活や仕事や楽しみなどのため、自由に出かけることができます。しかし、障害のある人は、自分の足で動けなかったり、目が見えなかったり、電車の乗りかたがおぼえられなかったりして、自由に出かけることができないことがあります。そのため、出かけることを助けてくれる福祉サービスがいろいろあります。

(1)移動支援(ガイドヘルプ)

障害があるため、一人で出かけることがむずかしい人には、出かけるときに助けてくれる人(ガイドヘルパー)がついてくれるサービス(移動支援)があります。移動支援をつかえるのは、名古屋市に住んでいる人で、移動支援受給者証を申しこむ必要があります。

①移動支援受給者証の申しこみかた

●申しこむところ

◆区役所福祉課や支所区民福祉課

●必要なものなど

◆申しこむには、障害者手帳などが必要です。

②移動支援(ガイドヘルプ)の利用に必要なこと

●移動支援(ガイドヘルプ)の事業所と契約をします

◆移動支援受給者証ができたら、移動支援(ガイドヘルプ)の事業所をさがして利用の契約をします。

◆事業所をさがすのがむずかしいときは、障害者基幹相談支援センターや相談支援事業所に相談しましょう。

●移動支援(ガイドヘルプ)サービスの利用料など

◆収入の少ない人は、利用料はいりません。収入が多い人は、サービス費用の1割を払います。くわしくは、申しこんだところや契約した移動支援事業所などで聞いてください。

◆移動支援(ガイドヘルプ)をつかって外出するとき、ガイドヘルパーがつかう入場料や交通費などを払わなければなりません。契約した移動支援事業所などで聞いてください。

③移動支援(ガイドヘルプ)をつかいましょう

●日頃の生活に必要な外出に

(申しこみのとき計画しておけば必要なだけつかえます)

「通所」「通学」「通院」「役所に行く」「生活に必要な買い物」「床屋に行く」などの時につかえます。　※一般の会社に通うことにはつかえません

●遊びなどそのほかの外出に

(18歳以上は1か月に36時間までつかえます)

「遊びに行く」「趣味の買い物」「日帰り旅行」などの時につかえます。

※子どもの場合、つかえる時間数が、みじかくなります

(2)電車・バス・タクシー・飛行機(公共交通機関)のサービス

①市交通機関などを利用するときのサービス

●福祉特別乗車券(福祉のマナカ)

福祉特別乗車券をつかうと市営地下鉄・市バス・ゆとり―とライン・あおなみ線は無料で乗ることができます。令和4年2月からは、名鉄・JR東海・近鉄・名鉄バス・三重交通の名古屋市内の区間が対象になります。先にチャージ(お金を入れること)をした福祉特別乗車券を使って、対象の駅やバス停で乗り降りしてかかった料金が後から戻ってきます。

福祉特別乗車券は障害者手帳をもらうときにいっしょにもらえます。

- 愛護手帳1～3度の人
- 身体障害者手帳1・2級か3・4級の第1種の人
- 精神障害者保健福祉手帳1・2級の人

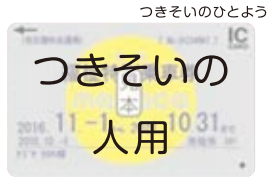

- 愛護手帳4度の人
- 身体障害者手帳3・4級の第2種の人
- 精神障害者保健福祉手帳3級の人

●料金の割引

- 福祉特別乗車券がなくても障害者手帳を持った人は、割引になります。
  必要な場合は、つきそいの人も割引になります。
- 障害者手帳を見せて割引乗車券を買います。割引用マナカもあります。

②福祉タクシー利用券

福祉特別乗車券をつかって電車やバスに乗ることがむずかしい障害の重い人の場合、福祉タクシー利用券をかわりに申しこむことができます。福祉タクシー利用券は、1回乗って実際にかかった金額につき740円までが助成されます。

対象になる人：愛護手帳1～2度の人、愛護手帳3度で身体障害者手帳3級の人、
身体障害者手帳1～2級の人、精神障害者保健福祉手帳1級の人

【①と②のもらうところ・相談するところ】区役所福祉課や支所区民福祉課

③旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄をみせて割引になるサービス

愛護手帳や身体障害者手帳のなかに、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄があります。障害の重い人は第1種、障害の軽い人は第2種と書いてあり、鉄道や飛行機の割引につかいます。

●JR・名鉄・近鉄・リニモなどの電車

鉄道会社によって、割引のしかたがちがいます。駅の人などに聞いてみましょう。

（JRの場合）

●第1種(障害の重い人)の人とつきそいの人がいっしょに乗車するとき

本人もつきそいの人も普通乗車券・回数乗車券・普通急行券・定期乗車券（大人の場合）が、半分の料金になります。

●ひとりで乗車するとき

100キロをこえる乗車の場合、普通乗車券が半分の料金になります。

名古屋から100キロをこえる駅（JRの場合）	
浜松駅：108.9キロ	下呂駅：118.6キロ

●名鉄バス　第1種の人とつきそいの人ひとりがいっしょに乗車するときは、ふたりとも半分の料金になります。第2種の人は、本人だけ半分の料金です。精神障害者保健福祉手帳を持っている人も、定期券（大人の場合）も割引になります。

●飛行機　飛行機も会社によって安くなることがあります。精神障害者保健福祉手帳を持っている人も、安くなることがあります。チケットを申しこむとき、聞いてみましょう。

④その他のサービス

●タクシー　障害者手帳を見せると乗車料金が1割引になる場合があります。

●福祉バス　障害者団体で出かけるときにバスを借りることができます。　など

(3)出かけさきなど

①スポーツ施設

●名古屋市障害者スポーツセンター　愛知県内に住んでいる障害者手帳を持っている人や障害者団体のスポーツ団体などは、無料で使えます。

◆利用のしかた　運動しやすい服装と室内シューズを用意しましょう。

水泳、フライングディスク、ボウリングなどの障害者スポーツ教室も開いています。

(くわしくは広報なごやでお知らせされます。)

◆開館時間　9:30～20:30(休みは毎週水曜日・国民の祝日の次の日・年末年始)

◆近くの駅・バス停　地下鉄東山線「本郷」駅下車。

市バス「障害者スポーツセンター」下車。

「本郷」駅から福祉バス(サンサン号)に乗ることもできます。

◆でんわ：703-6633

◆ファックス：704-8370

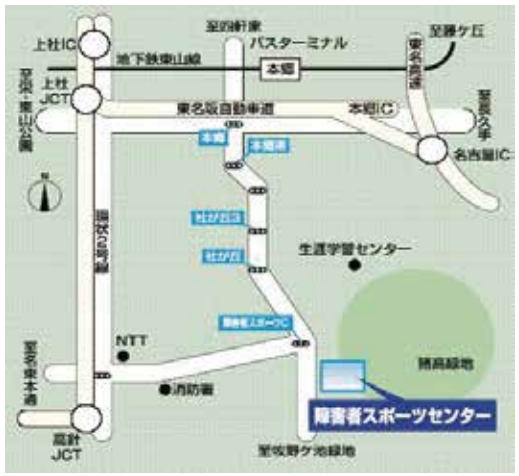

7

●名古屋市障害者スポーツ大会　障害のある人が参加できるスポーツの大会で、年1回開催しています。この大会の記録は、全国障害者スポーツ大会の派遣選手の参考としています。グループで参加する競技と個人で参加する競技があります。くわしくは、募集時期の広報なごやや名古屋市のホームページに書いてあります。申しこみ用紙は区役所、障害者スポーツセンターなどにおいてあります。

お問い合わせ：
名古屋市障害者スポーツセンター

②グループ活動

●障害者青年学級　障害のある青年が、仲間やボランティアの人たちとともに学習やスポーツ・レクリエーションなどをおこなう、障害者青年学級が市内で活動しています。内容や申しこみかたなどは、学級ごとでちがいます。

お問い合わせ：名古屋市子ども青少年局青少年家庭課

でんわ 972-3258 ファックス 972-4439

●ふれあい教室　在宅の15歳以上の知的障害のある人のための活動です。社会参加と余暇活動の充実を目的に、料理教室やフライングディスク、ボウリング、野外活動などの 教室を16区で開催しています。

お問い合わせ：社会福祉法人 名古屋手をつなぐ育成会

でんわ 671-6211 ファックス 671-6214

---

③公共施設

●手帳を見せると本人とつきそいの人の入場料が無料や割引になる施設があります。各施設の窓口で、聞いてみましょう。

東山動植物園

名古屋城

名古屋港水族館

名古屋市美術館

名古屋市科学館

名古屋市博物館

市営スポーツセンター

愛知県美術館

リニア・鉄道館

ノリタケの森

映画館

ほかにもいろいろな施設に割引があります。

旅行先でもつかえる場合があります。調べて、でかけましょう!

8. 障害福祉サービスをつかうにはどうするの?

(1)障害福祉サービスの利用手続き

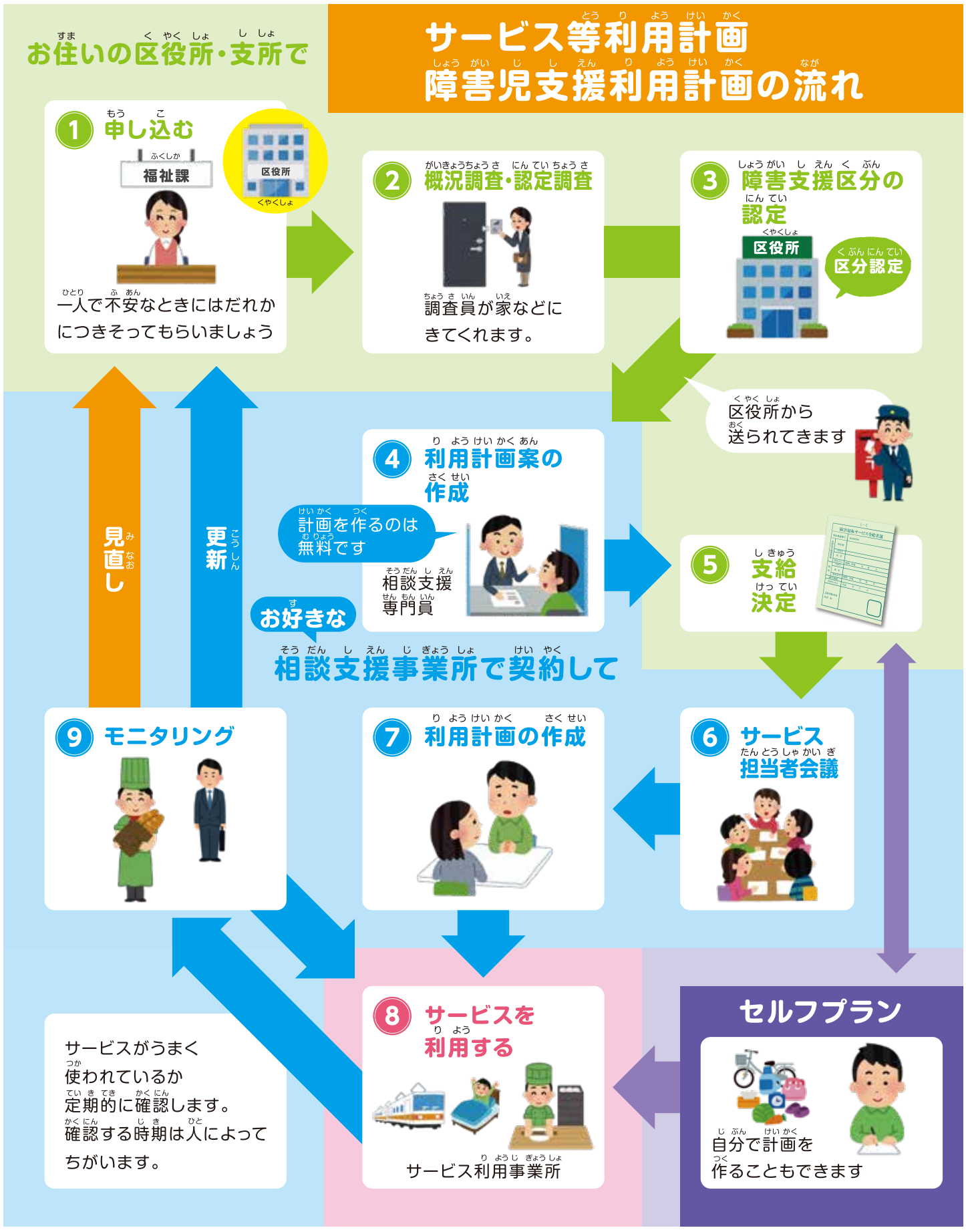

(2)障害支援区分ってなあに?

障害支援区分は障害福祉サービスの利用をするときに必要になります。家庭に調査員が来て聞き取り調査をします。役所が主治医から意見書を取り寄せます。その2つの内容を基に審査会で話し合って決定します。

障害支援区分の仕組みを知っておこう!

低い ⟷ 高い

一人で出来ることが多い　　手厚いサービスが必要

非該当 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6

区分の数字が大きくなるほど、お手伝いの必要性が高くなります。ホームヘルプサービスなどは、この区分によって利用できるサービスが決まります。

(3)相談支援専門員って何をする人?

①福祉の仕事の経験があり、専門の勉強をした人が相談に乗ってくれます。

②サービスを使うには「サービス等利用計画」が必要です。

③モニタリングがあります。

9. こんなときどうする?

① Q.「はたらきたいけれど、どういうところが良いかわからない。」
「会社をやめてしまい、どうすればよいかわからない。」

A.いろいろなはたらき方があります。
「はたらくこと」(14ページ)を読んでみましょう。

② Q.「友達を作りたい。」「何か趣味を見つけたい」

A.「出かけさきなど」(30ページ)を読んでみましょう。
障害者青年学級(31ページ)に参加したり、障害者基幹相談支援センター(39～40ページ)に相談するのもいいかもしれません。

③ Q.「ひとり暮らしがしたいが料理ができない。」

A.「住むこと、生活すること」(22ページから)を読んでみましょう。
料理や洗濯をお手伝いするサービスがあります。(居宅介護24ページ)
障害がある人の料理教室を開いているところもあります。
障害者基幹相談支援センターなどに相談しましょう。

9

④ Q.「ひとり暮らしをしているが、病気になることが心配。」

A.10ページの「健康・医療」を読んでみましょう。

⑤ Q.「グループホームで暮らすにはお金はいくら必要なの?」

A.「住むこと、生活すること」(22ページから)を読んでみましょう。
家賃によっても変わりますし、ひとりひとり生活にかかるお金はちがいます。
担当の相談支援専門員に相談してみましょう。

⑥ Q.「自分ひとりで外に出かけるのは心配だ。」

A.「出かけさきなど」(30ページ)を読んでみましょう。
外出に付き添ってくれるサービス
(移動支援26・27ページ)があります。

⑦ Q.生活しているといろいろな心配や困ったことが出てきます。
たとえば、
「近所の人から嫌われている気がする。」
「職場の人に、暴力をふるわれた」
「街で、知らない人から声をかけられて指輪を買ったが返したい。」
「意味のわからない請求書がきた。」
「もうすぐ65歳になるので、自分の将来が心配。」
「高齢の家族がいて心配」
「家族が亡くなってしまったが相談できる人がそばにいない」
ほかにもたくさんのことがあります。

A.そんなときは、区役所・支所や障害者基幹相談支援センターに相談しましょう。
解決できない問題は、ほかの支援機関につないでくれます。

10. 相談しましょう

このしおりを読んで、わからないことがあるときは相談しましょう。名古屋市には相談するところや、相談して質問に答えてくれる人がたくさんいます。はずかしがることはありません。勇気を出して相談しましょう。

①区役所・支所

区役所は、住んでいる人たちが、安心して快適に暮らせるよう手助けするところです。生活に必要な手続きや相談ができます。いろいろな窓口がありますので、どこへ行ったらよいかわからないときは、入口のそばの総合受付で聞いてみましょう。

自分が住んでいる区の区役所を利用しましょう。

●福祉課(支所は区民福祉課)

愛護手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の発行や障害福祉サービスにかかわる仕事をしています。障害がある人、障害があるかもしれないと心配な人が相談できます。

区名	住　所	電　話	ファックス
千種	〒464-8644　千種区覚王山通8-37	753-1844	751-3120
東	〒461-8640　東区筒井1-7-74	934-1182	936-4303
北	〒462-8511　北区清水4-17-1	917-6516	914-2100
（楠）	〒462-0012　北区楠2-974	901-2274	901-2271
西	〒451-8508　西区花の木2-18-1	523-4585	521-0067
（山田）	〒452-0815　西区八筋町358-2	501-4977	504-7409
中村	〒453-8501　中村区竹橋町36-31	453-5368	453-8232

区名	住所	電話	ファックス
中	〒460-8447 中区栄4-1-8	265-2321	241-6986
昭和	〒466-8585 昭和区阿由知通3-19	735-3893	731-8900
瑞穂	〒467-8531 瑞穂区瑞穂通3-32	852-9384	851-1350
熱田	〒456-8501 熱田区神宮3-1-15	683-9917	682-0346
中川	〒454-8501 中川区高畑1-223	363-4403	352-7824
（富田）	〒454-0985 中川区春田3-215	301-8378	301-8661
港	〒455-8520 港区港明1-12-20	654-9718	651-1190
（南陽）	〒455-0873 港区春田野3-1801	301-8348	301-8411
南	〒457-8508 南区前浜通3-10	823-9392	811-6366
守山	〒463-8510 守山区小幡1-3-1	796-4584	793-1451
（志段味）	〒463-0003 守山区下志段味字横堤1390-1	736-2193	736-4670
緑	〒458-8585 緑区青山2-15	625-3956	621-6841
（徳重）	〒458-0852 緑区元徳重1-401	875-2207	875-2215
名東	〒465-8508 名東区上社2-50	778-3092	774-2781
天白	〒468-8510 天白区島田2-201	807-3882	802-9726

②保健センター

●保健予防課

母子健康手帳や乳幼児健診などお母さんと子どもの健康といった地域の人の健康づくりを行っています。また、精神障害がある人、発達障害がある人、心の健康の調子が悪い人などが専門のお医者さんに行くことや、病気や障害とともに生活することに関する相談、難病等がある人が病気とともに安心して生活することの相談ができるところです。自分が住んでいる区の保健センターへ行きましょう。

区名	住　所	電　話	ファックス
千種	〒464-0841　千種区覚王山通8-37	753-1981	751-3545
東	〒461-0003　東区筒井1-7-74	934-1217	937-5145
北	〒462-8522　北区清水4-17-1	917-6553	911-2343
西	〒451-8508　西区花の木2-18-1	523-4616	531-2000
中村	〒453-0024　中村区名楽町4-7-18	481-2294	481-2210
中	〒460-8447　中区栄4-1-8	265-2261	265-2259
昭和	〒466-0027　昭和区阿由知通3-19	735-3962	731-0957
瑞穂	〒467-0027　瑞穂区田辺通3-45-2	837-3267	837-3291
熱田	〒456-0031　熱田区神宮3-1-15	683-9682	681-5169
中川	〒454-0911　中川区高畑1-223	363-4461	361-2175
港	〒455-0015　港区港栄2-2-1	651-6509	651-5144
南	〒457-0833　南区東又兵ヱ町5-1-1	614-2812	614-2818
守山	〒463-0011　守山区小幡1-3-1	796-4624	796-0040
緑	〒458-0033　緑区相原郷1-715	891-3621	891-5110
名東	〒465-8506　名東区上社2-50	778-3112	773-6212
天白	〒468-8510　天白区島田2-201	807-3914	803-1251

③障害者基幹相談支援センター

障害のある人とその家族の地域における生活を支援するため、福祉サービスの利用や制度についてなど、いろいろな相談ができる相談窓口です。お気軽にご相談ください。

なお、区によっては、本部とサテライトに分かれています。

住んでいる区のセンターを利用しましょう。

区名		住　所	電　話	ファックス
千種		〒464-0073 千種区高見1-20-2 MNビル2F	753-3567	753-3568
東	本部	〒461-0003 東区筒井3-1-14	932-7584	932-7585
	サテライト	〒461-0024 東区山口町3-17 プレズ名古屋徳川1 A	325-6193	325-6203
北	本部	〒462-0843 北区田幡1-11-31	910-3133	916-3665
	サテライト	〒462-0825 北区大曽根4-17-23 イトーピア大曽根104号	508-6011	508-6021
西	本部	〒452-0822 西区中小田井5-38	504-2102	502-5806
	サテライト	〒451-0061 西区浄心1-1-6 シティ・ファミリー浄心101号	528-3166	528-3266
中村		〒453-0834 中村区豊国通3-10	462-1500	462-9640
中		〒460-0011 中区大須4-10-85 山村ビル 1階	253-5855	253-5856
昭和	本部	〒466-0015 昭和区御器所通2-25-2	741-8800	741-8930
	サテライト	〒466-0035 昭和区松風町2-28 ノーブル千賀1F	841-6677	841-6622
瑞穂		〒467-0035 瑞穂区弥富町月見ヶ岡5 NTT西日本八事ビル1階	835-3848	835-3743
熱田		〒456-0022 熱田区横田2-4-16	678-5505	681-7052
中川		〒454-0869 中川区荒子1-141 奥村マンション1階	354-4521	354-2201

区名		住所	電話	ファックス
港		〒455-0015 港区港栄1-1-22 港栄店舗104号	653-2801	651-7477
南	本部	〒457-0072 南区寺部通3-8-1 レオテクノビル1階	822-3001	822-3035
	サテライト	〒457-0039 南区西桜町31	883-9257	883-9259
守山	本部	〒463-0003 守山区下志段味字穴ヶ洞 2266-250	737-0221	736-0572
	サテライト	〒463-0076 守山区鳥羽見3-17-4	791-2170	791-2170
緑		〒458-0045 緑区鹿山3-17	892-6333	892-6336
名東		〒465-0092 名東区社台3-109 第九ヤマケンビル 2階	739-7524	739-5330
天白	本部	〒468-0015 天白区原2-3511 ルミエール原1階	804-8587	804-8585
	サテライト	〒468-0077 天白区八事山534	832-2151	832-2152

④知的障害者更生相談所(サンハート)

18歳以上の知的障害のある人の愛護手帳の相談・判定や障害基礎年金などの相談・診断などを行います。相談をしたり判定・診断を受けたりするには予約が必要です。

区役所福祉課または支所区民福祉課をとおして予約します。

住所	電話	ファックス
〒456-0073 熱田区千代田町20-26 (知的障害者センター サンハート内)	678-3810	683-8221

⑤精神保健福祉センター(こころぼ)

こころの健康や精神疾患についての知識を広めたり、理解を深めるための仕事を行っています。思春期や依存症の人、自死された方のご遺族からの相談を受けています。

住　所	電　話	ファックス
〒453-0024 中村区名楽町4-7-18 (中村保健センター等複合施設5階)	483-2095	483-2029

⑥身体障害者更生相談所

18歳以上の身体障害者手帳を持っている人のために、補装具費・自立支援医療費(更生医療)に必要な専門的な相談・指導や判定を行っています。

住　所	電　話	ファックス
〒467-8622 瑞穂区弥富町字密柑山1-2 (名古屋市総合リハビリテーションセンター内)	835-3821	835-3724

⑦療育センター

18歳未満のお子さんの成長、発達を支援しています。発達についての相談、診療、発達支援などの三つの仕事があります。住む地域や年齢によって、利用するセンターが決まっています。

●小学生から18歳未満のお子さんは名古屋市中央療育センターを利用してください。

住んでいる区	名　前	住　所	電　話	ファックス
中・昭和・瑞穂 熱田・天白	名古屋市中央療育センター	〒466-0858 昭和区折戸町4-16 (児童福祉センター内)	757-6126	757-6129
中村・中川・港	名古屋市西部地域療育センター	〒454-0828 中川区小本1-20-48	361-9555	361-9560
東・北・西	名古屋市北部地域療育センター	〒451-0083 西区新福寺町2-6-5	522-5277	522-5279
南・緑	南部地域療育センター そよ風	〒457-0805 南区三吉町6-17	612-3357	612-3411
千種・守山 名東	東部地域療育センターぽけっと	〒464-0032 千種区猫洞通1-15	784-5300	782-0771

⑧児童相談所

子どもが心もからだも健康に育つことができるよう子どもや家庭を支援するところです。18歳になるまでの子どものことで、いろいろと相談できるところです。

●障害のある子どもについての障害相談
●不登校(学校に行けなくなる)などの育成相談
●両親が死んだり離婚したりして育てる人がいなくなった、子どもが虐待を受けているなどの養護相談
●犯罪などの非行相談
●未熟児などの保健相談

住んでいる区で利用する児童相談所が決まっています。

住んでいる区	名　前	住　所	電　話	ファックス
千種・東・北 中・昭和 守山・名東	名古屋市中央 児童相談所	〒466-0858 昭和区折戸町4-16 (児童福祉センター内)	757-6111 (代表)	757-6122
西・中村・熱田 中川・港	名古屋市西部 児童相談所	〒454-0875 中川区小城町1-1-20	365-3231	365-3281
瑞穂・南 緑・天白	名古屋市東部 児童相談所	〒458-0841 緑区鳴海町字小森48-5	899-4630	896-4717

⑨発達障害者支援センター(りんくす名古屋)

発達障害のある人や家族などからの相談を受けて、ご本人がよりよい生活ができるように支援を紹介します。

また、発達障害の人たちの一生を支援できるよう支援する人をふやす仕事や、発達障害のことを地域の人にわかってもらう仕事をしています。

相談をしたい人は電話で予約しましょう。

住　所	電　話	ファックス
〒466-0858 昭和区折戸町4-16 (児童福祉センター内)	757-6140	757-6141

⑩ひきこもり地域支援センター

名古屋市内在住のひきこもりのご本人やご家族の相談を受けます。

相談は、予約が必要です。

住　所	電　話	ファックス
〒453-0024 中村区名楽町4-7-18（中村保健センター等複合施設5階 名古屋市精神保健福祉センター内）	483-2077	483-2029

⑪子ども教育相談「ハートフレンドなごや」(名古屋市教育センター内)

幼稚園から高校生までの子どもや保護者、学校関係者などから子どもの教育、子どもを育てることの相談ができるところです。

住　所　〒456-0031　熱田区神宮3-6-14(教育センター内)

内　容	時　間	電　話
電話相談	月曜～金曜9:30～19:00 土曜 9:30～12:00（祝日、年末年始を除く）	683-8222
来所相談（電話で予約が必要です）	月曜～金曜9:30～17:00（祝日、年末年始を除く）	683-6415

⑫社会福祉協議会

福祉啓発、ボランティア育成、在宅福祉サービス、

身近な困りごと相談など地域福祉を進めるためのいろいろな仕事をしています。

名　前	住　所	電　話	ファックス
名古屋市社会福祉協議会	〒462-8558　北区清水4-17-1	911-3192	913-8553
千種区社会福祉協議会	〒464-0825　千種区西崎町2-4-1 (千種区在宅サービスセンター)	763-1531	763-1547
東区社会福祉協議会	〒461-0001　東区泉2-28-5 (東区在宅サービスセンター)	932-8204	932-9311

名前	住所	電話	ファックス
北区社会福祉協議会	〒462-0844	北区清水4-17-1 (北区在宅サービスセンター)	915-7435	915-2640
西区社会福祉協議会	〒451-8508	西区花の木2-18-1 (西区在宅サービスセンター)	532-9076	532-9082
中村区社会福祉協議会	〒453-0024	中村区名楽町4-7-18 (中村区在宅サービスセンター)	486-2131	483-3410
中区社会福祉協議会	〒460-0013	中区上前津2-12-23 (中区在宅サービスセンター)	331-9951	331-9953
昭和区社会福祉協議会	〒466-0051	昭和区御器所3-18-1 (昭和区在宅サービスセンター)	884-5511	883-2231
瑞穂区社会福祉協議会	〒467-0016	瑞穂区佐渡町3-18 (瑞穂区在宅サービスセンター)	841-4063	841-4080
熱田区社会福祉協議会	〒456-0031	熱田区神宮3-1-15 区役所等複合施設6F (熱田区在宅サービスセンター)	671-2875	671-4019
中川区社会福祉協議会	〒454-0875	中川区小城町1-1-20 (中川区在宅サービスセンター)	352-8257	352-3825
港区社会福祉協議会	〒455-0014	港区港楽2-6-32 (港区在宅サービスセンター)	651-0305	661-2940
南区社会福祉協議会	〒457-0058	南区前浜通3-10 南区役所庁舎内 (南区在宅サービスセンター)	823-2035	823-2688
守山区社会福祉協議会	〒463-0048	守山区小幡南1-24-10 アクロス小幡2･3F (守山区在宅サービスセンター)	758-2011	758-2015
緑区社会福祉協議会	〒458-0041	緑区鳴子町1-7-1 (緑区在宅サービスセンター)	891-7638	891-7640
名東区社会福祉協議会	〒465-0025	名東区上社1-802 上社ターミナルビル2階 (名東区在宅サービスセンター)	726-8664	726-8776
天白区社会福祉協議会	〒468-0015	天白区原1-301 原ターミナルビル3階 (天白区在宅サービスセンター)	809-5550	809-5551

⑬障害者・高齢者権利擁護センター

自分の身の回りのことや、お金のこと(財産)で困った知的障害者、精神障害者、高齢者が相談するところです。

●相談事業

権利侵害やお金の管理の相談ができます。
予約をすると弁護士による相談を受けることができます。

●財産保全サービス・金銭管理サービス

自分でお金の管理ができない人のお金の管理のお手伝いをします。

住んでいる区	名　前	住　所	電　話	ファックス
東・北・西 守山	北部事務所	〒462-8558	北区清水4-17-1 名古屋市 総合社会福祉会館5階	919-7584	919-7585
中村・中・熱田 中川・港	南部事務所	〒456-0073	熱田区千代田町20-26 （知的障害者センター サンハート内）	678-3030	678-3051
千種・昭和 瑞穂・南・緑 名東・天白	東部事務所	〒468-0015	天白区原1-301 原ターミナルビル3階	803-6100	803-6600

⑭成年後見あんしんセンター

25ページにある成年後見制度の相談ができます。
知的障害や精神障害、認知症のある人たちが、契約などやお金の管理に支援が必要なとき、相談してみましょう。

住　所	電　話	ファックス
〒462-8558	北区清水4-17-1 名古屋市総合社会福祉会館5階	856-3939	919-7585

⑮障害者虐待相談センター

障害のある人がその家族、障害者が利用する福祉施設、障害者をやとっている会社などから受けた、障害者の虐待について相談を受けています。虐待の相談は、区役所福祉課、障害者基幹相談支援センターなどでも受けています。

住　所	電　話	ファックス
〒462-8558 北区清水4-17-1 名古屋市総合社会福祉会館5階	856-3003	919-7585

障害者虐待休日・夜間電話相談窓口　電話 301-8359　ファックス 308-4409

（注）障害者虐待休日・夜間電話相談窓口は名古屋市障害者虐待相談センターとは別の相談窓口となります。

⑯障害者差別相談センター

障害のある人やその家族などから障害があることを理由とした差別について相談を受けています。「障害があるので、店にはいるのをことわられた。」、「わかりやすい説明をしてもらえない。」なども差別です。相談ができるほか、障害者差別についての研修の講師などもします。

住　所	電　話	ファックス
〒462-8558 北区清水4-17-1 名古屋市総合社会福祉会館5階	856-8181	919-7585

⑰公共職業安定所(ハローワーク)

会社ではたらきたい人に、仕事を紹介してくれるところです。障害のある人のための係もありますので、障害者手帳を持って相談に行きましょう。お住まいの地域の職業安定所を利用します。

住んでいる区	名　前	住　所	電　話	ファックス
北・西・中村 中・中川	名古屋中 公共職業安定所	〒460-8640 中区錦2-14-25	855-3740	857-0224
瑞穂・熱田 港・南・緑	名古屋南 公共職業安定所	〒456-8503 熱田区旗屋2-22-21	681-1211	682-0134
千種・東・昭和 守山・名東・天白	名古屋東 公共職業安定所	〒465-8609 名東区平和が丘1-2	774-1115	774-2888

⑱独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構愛知支部 愛知障害者職業センター

「どんな仕事ができるだろう」と思ったときに、はたらく力を調べたり、職業につくための準備訓練をしたりするところです。

住　所		電　話	ファックス
〒460-0003	中区錦1-10-1 MIテラス名古屋伏見5階	218-2380	218-2379

⑲就労などの相談支援機関

会社ではたらくために、はたらくことと生活の相談ができるところです。

名　前	住　所		電　話	ファックス
なごや障害者就業・生活支援センター	〒462-0825	北区大曽根2-9-25	908-1022	908-1023
障害者就労支援センター めいしんれん	〒453-0053	中村区中村町7-84-1 （名身連福祉センター内）	433-6574	413-5808
障害者就労支援センター めいりは	〒467-8622	瑞穂区弥富町字密柑山1-2 （名古屋市総合リハビリテーションセンターB1F）	835-3837	835-3826
名古屋市障害者雇用支援センター	〒456-0073	熱田区千代田町20-26	678-3333	683-5250
西区に住んでいる人は、こちらにも相談できます				
尾張中部障害者就業・生活支援センター	〒452-0825	西区八筋町260 ITALIAN第三平松マンション501	908-2540	908-2541
名東区・守山区に住んでいる人は、こちらにも相談できます				
尾張東部障害者就業・生活支援センター「アクト」	〒465-0065	名東区梅森坂3-3607 ネットワークひまわり 1F	709-3891	709-3892
中川区・港区に住んでいる人は、こちらにも相談できます				
海部障害者就業・生活支援センター	〒496-0807	津島市天王通 6-1 六三ビル1F 102号室	0567-22-3633	0567-22-3634

⑳職業訓練校

会社ではたらきたいときに、はたらくための訓練を受けられるところです。
職業安定所で相談しましょう。

名　前	住　所	電　話	ファックス
名古屋高等技術専門校	〒462-0023 北区安井2-4-48	917-6711	917-6331
岡崎高等技術専門校	〒444-0802 岡崎市美合町字平端24	0564- 51-0775	0564- 52-4568
愛知障害者職業能力開発校	〒441-1231 豊川市一宮町上新切33-14	0533- 93-2102	0533- 93-6554
なごや職業開拓校	〒451-0051 西区則武新町2-24-14	582-6006	582-6022

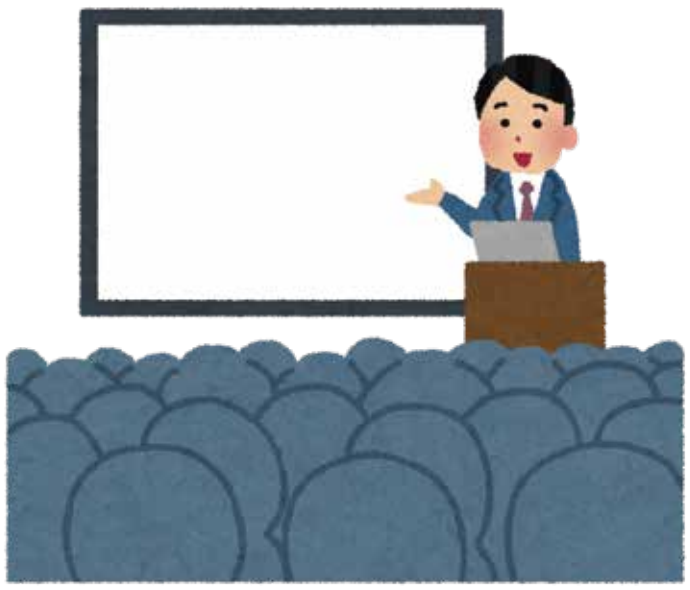

㉑知的障害者相談員

名古屋市には、知的障害がある人やその家族が相談できる知的障害者相談員がいます。生活のこまったことなどを気軽に相談することができます。「障害者福祉のしおり」の中に、連絡先がのっています。お住まいの区の相談員に電話してください。

㉒民生委員・児童委員

障害のある人や高齢の人、子育てや介護をしている人などが、地域で身近に相談できる人たちです。区役所や社会福祉協議会などに協力して、社会福祉の活動をしています。

わかりやすい
「障害者福祉のしおり」

令和3年現在の内容です。

制作：社会福祉法人名古屋手をつなぐ育成会

わかりやすい「障害者福祉のしおり」プロジェクトチーム

編集・発行：名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

〒460－8508

名古屋市中区三の丸3丁目1番1号

電　話　972－2585

ＦＡＸ　951－3999